

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

| | |
|---------|---------|
| 埼玉県監査委員 | 根 岸 和 夫 |
| 埼玉県監査委員 | 荒 井 伸 夫 |
| 埼玉県監査委員 | 北 堀 篤 |
| 埼玉県監査委員 | 荒 川 岩 雄 |

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 102機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|---|
| 企画財政部 | 東部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター |
| 総務部 | さいたま県税事務所、秩父県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所 |
| 県民生活部 | 男女共同参画推進センター |
| 環境部 | 西部環境管理事務所、東部環境管理事務所 |
| 福祉部 | 北部福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所、埼玉学園 |
| 保健医療部 | 鴻巣保健所、幸手保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所 |
| 産業労働部 | 職業能力開発センター |
| 農林部 | 東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所 |
| 県土整備部 | 朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター |
| 都市整備部 | 大宮公園事務所、営繕工事事務所 |
| 企業局 | 大久保浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター |
| 病院局 | がんセンター、小児医療センター、精神医療センター |
| 下水道局 | 荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所 |
| 教育局 | 西部教育事務所、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和北高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、越生高等学校、川口工業高等学校、川越西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、杉戸農業 |

| | |
|------|--|
| | 高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、蓮田松韻高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、大宮北特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校 |
| 警察本部 | 浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、飯能警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、越谷警察署 |

(4) 監査実施日

平成24年9月18日～平成25年1月29日

2 特定事務監査分

(1) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

(2) 監査の対象事務

テーマ1 「指定管理業務の委託料について」

① 監査の視点

指定管理者制度の目的である利用者サービスの向上とコスト削減の成果はあったか、指定管理料（県委託料）及び指定管理者の収支差額は妥当なものとなっているかなど

② 監査の対象機関 9機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|---|
| 企画財政部 | 改革推進課 |
| 県民生活部 | 共助社会づくり課、文化振興課 指定管理者（財団法人 いきいき埼玉、公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団） |
| 福祉部 | 社会福祉課 指定管理者（社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団） |
| 都市整備部 | 公園スタジアム課 指定管理者（公益財団法人 埼玉県公園緑地協会） |

③ 監査実施日

平成24年8月22日～平成24年11月28日

テーマ2 「広報印刷物について」

① 監査の視点

表示内容、配布先、配布数等が目的に合致しているか、効果検証を行っているかなど

② 監査の対象機関 8機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 (対象広報印刷物) |
|-------|--|
| 企画財政部 | 市町村課 (有権者ノート) |
| 県民生活部 | 広聴広報課 青少年課 (「青少年夢のかけはし事業」参加者募集リーフレット) |
| 福祉部 | こども安全課 (子どもスマイルネットカード、同リーフレット) |
| 保健医療部 | 医療整備課 (子どもの救急ミニガイドブック) |
| 農林部 | 農産物安全課 (食品の不適正表示防止啓発ポスター) |
| 県土整備部 | 道路環境課 (ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想リーフレット) |
| 教育局 | 家庭地域連携課 (子育ての目安「3つのめばえ」リーフレット) |

③ 監査実施日

平成24年7月23日～平成24年11月27日

3 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行 (以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|------------|--|
| 保健医療部 | 動物指導センター | 洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 本庄県土整備事務所 | カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 杉戸県土整備事務所 | パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 病院局 | がんセンター | カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 病院局 | 小児医療センター | カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 病院局 | 精神医療センター | 固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 近代美術館 | 映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 大宮東高等学校 | 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 越生高等学校 | サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 川口工業高等学校 | オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 坂戸高等学校 | 平成 23 年度の「原水ポンプ槽配管修繕」(536 千円)について、契約に当たり、相手方の要望を受け見積条件と異なる工期で契約していたのは不適切であった。 |
| 教育局 | 杉戸農業高等学校 | ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 秩父農工科学高等学校 | 平成 24 年 3 月の「県立秩父農工科学高等学校 3 号館及び自転車置場塗装工事請負契約」(1,454 千円)において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載さ |

| | | |
|-----|--------------|--|
| | | <p>れていなかった。</p> <p>それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。</p> |
| 教育局 | 特別支援学校坂戸ろう学園 | <p>備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p> |

イ 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|------------|---|
| 総務部 | 自動車税事務所 | <p>平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」（88 千円）の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにもかかわらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。</p> |
| 保健医療部 | 動物指導センター | <p>平成 23 年度の浄化槽清掃業務等について、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」と「汚泥処分」をそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、全ての業務を一括した見積書を、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」の業者のみから徴取し、「汚泥処分」の業者から見積書を徴取しなかったことは、不適切であった。</p> |
| 産業労働部 | 職業能力開発センター | <p>平成 23 年度の「汚水槽清掃業務（汚水槽の清掃・汚泥の収集運搬）」（94 千円）について、一般廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可を有していない業者と契約を締結したことは不適切であった。</p> |
| 県土整備部 | 川越県土整備事務所 | <p>普通財産の貸付及び行政財産の使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川改修事業で発生した普通財産（廃川敷）の無償貸付については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により貸し付けていた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁により使用料を免除して使用許可していた。 |
| 県土整備部 | 東松山県土整備事務所 | <p>平成 23 年度に「応急修繕(需用費)工事 6-18」（490 千円）及び「応急修繕(需用費)工事 6-19」（490 千円）の 2 つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工</p> |

| | | |
|------------------------|------------------|--|
| | | <p>期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。</p> <p>効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。</p> |
| <p>県土整備部 都市整備部</p> | <p>杉戸県土整備事務所</p> | <p>権現堂公園(2号公園：未開設区域)の一部に係る行政財産使用許可について、埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していたことは不適切であった。</p> |
| <p>病院局</p> | <p>精神医療センター</p> | <p>平成23年度の「医療情報システムサーバ更新業務委託契約」(14,553千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。</p> |
| <p>教育局</p> | <p>近代美術館</p> | <p>平成23年度の「北浦和公園グレーチング交換修繕」(825千円)について、予定価格調書の入札書比較価格(税抜き価格)に誤りがあった。</p> |
| <p>教育局</p> | <p>浦和北高等学校</p> | <p>顕微鏡などの備品で、備品出納簿への記載漏れが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p> |
| <p>教育局</p> | <p>騎西特別支援学校</p> | <p>所在不明であった備品について、十分な調査をしないまま事実と異なる理由を記して不用決定等を行ったところ、後日、同備品が発見されるなど、備品の管理事務が不適切であった。</p> |